

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件

保釈請求書

令和2年6月19日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件各被告事件について保釈を請求する。

第1 被告人には必要的保釈が許される

1 事案の概要

本件各被告事件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「本

件会社」という。なお、被告人は令和２年３月３１日付けで本件会社の顧問を退任しており、現在被告人と本件会社との間には何らの関係もない。）において、被告人及び相被告人（大川原正明、島田順司）の３名が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上その輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている、下記イないしハの要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能の噴霧乾燥器（外為法第４８条第１項、輸出貿易管理令別表第一の三の二、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第２条の２第２項第５の２）を、経済産業大臣の許可なくして輸出したと（後行事件においては本件要件の全てには該当しない旨税関に申告した上）、経済産業大臣の許可なくして輸出したことを公訴事実とするものである。

「イ 水分蒸発量が一時間あたり０．４キログラム以上４００キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」

被告人らは、被告会社が本件各被告事件において問題となる噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を、いずれも経済産業大臣の許可を得ることなく輸出した事実自体は争っていない。被告人らは、本件要件についての正しい法解釈を前提に、任意捜査の段階から一貫して、本件噴霧乾燥器は本件要件の全てには該当しないため輸出許可は不要である旨、及び本件噴霧乾燥器が本件要件の全てに該当するとの認識ないし共謀もない旨を主張して、犯罪の成立を争っているものである。

なお、この否認の一事のみをもって、被告人の身柄拘束を継続するのは違法である。真実を弁解する者が長期間の身柄拘束により心身共に疲弊し虚偽自白をす

る事例は後を絶たない（これは起訴後においても身柄拘束の苦痛を逃れるために公訴事実を認めて虚偽自白することがあるので当然に当てはまる。）ところ、こうした事態が事案の真相解明と被告人の人権保障に著しい障害となるのはいうまでもない。

2 被告人に罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）がないこと

(1) 既に十分な証拠が収集されていること

本件では、本件各被告事件の両方について被告会社に対する警察の任意捜査が先行していたところ、かかる任意捜査は平成30年10月から始まり、警察による被告会社に対する複数回にわたる搜索差押及び被告会社からの任意提出により、膨大な証拠物が押収されたほか、被告会社の従業員ら参考人及び被告人らの多数回にわたる取調べにより、極めて多数の供述調書が作成された。

その上で、令和2年3月11日に被告人らが逮捕されて以降も、被告会社の従業員らは新型コロナウイルス感染症による人命や健康への危険を押して警察及び検察官の呼び出しに応じ、取調べを受け、多数の検察官面前調書が作成されていた。

以上の事実からすると、検察官は、長きにわたる捜査を経て上記公訴事実を立証するに足りる証拠を十二分に得ており、だからこそ本件各被告事件について公訴提起をしたことは明らかである。また、検察官は弁護人に対して余罪での再逮捕の予定はないと表明しており、このことから被告人らに対する捜査活動が十分に行われて終了したことは明らかである。

この点につき、検察官は、新型コロナウイルス感染症の流行等もあり未だ捜査不十分などと主張する可能性があるが、被告人の身体拘束が続くなか、強大な捜査権限を有する側においてかかる主張が許されるはずがない。まして、被告会社の従業員らについては、新型コロナウイルスの流行が収束する見通しが立たないため、速やかに検察官の取調べに応じる旨を被告会社の連絡担当従業

員を通じて令和2年4月3日に電話で検察官に伝えるとともに、同月6日付で同趣旨の書面を検察官に発送していたのであり（別紙1）、検察官には被告会社の従業員らに対する捜査の余裕は十分に与えられていたはずである。

弁護人は、捜査の予定は捜査機関の裁量に委ねられる性質があることを否定はしないが、被告人はこれまで3か月以上もの長期間にわたり身柄拘束（しかも接見禁止付きである）されているのであり、身柄拘束期間をいたずらに延ばすことは許されない。上記のとおり、本件では平成30年10月から任意捜査が実施され、極めて多数の証拠物が押収された上に多数の参考人が多数回取り調べられていることからすると、それでも検察官が捜査不十分と主張するのであれば、もはや迅速な捜査を行う気概がないものと言わざるを得ないばかりか、不必要な身柄拘束を続けて被告人を心身共に疲弊させ、あわよくば本件公判において被告人に認めるべきでない事実を認めさせようとの意図を有しているものとししか考えられない。

(2) 罪証隠滅行為が客観的にも主観的にもあり得ないこと

本件各被告事件において予想される争点は、上記事案の概要からすると、本件要件の法解釈のほか、犯罪の客観面については本件噴霧乾燥器の客観的性能、主観面については本件噴霧乾燥器が本件要件の全てに該当することに対する被告人の認識及び相被告人ら（大川原正明、島田順司）との共謀である。ただし、共謀については、上記のとおり、被告人及び相被告人らは、本件噴霧乾燥器に本件要件に該当するだけの性能がなく輸出に際して経済産業省の許可が必要ではないとの認識のもと、許可を取ることなく輸出行為に及んだものであり、そもそも「犯罪」を共同遂行する合意がないとしてその存在を否認するものである。すなわち、三者間の認識の不一致を理由として否認するものではないから、共謀の存否は、本件要件の解釈及び本件噴霧乾燥器の性能に対する被告人の認識如何によるので、別個独立に争点を形成するものではないと思料する。

上記争点のうち本件噴霧乾燥器の客観的性能に関しては、実験等により明

らかになるものである。少なくとも先行事件においては、現に捜査機関は機械の性能について実験等による証拠収集を行っており、検察官もかかる証拠による立証を予定している（別紙2）。これは先行事件と事実関係が概ね共通する後行事件においても同様と考えられる。その罪証隠滅方法は、捜査機関において作成・取得した実験結果に関する書面を隠滅するか、これまで製造した全ての同型機種を隠滅する以外になく、およそ現実的な罪証隠滅行為を想定し得ない。

他方で、犯罪の主観面にかかる事項については、外為法において噴霧乾燥器が規制されるまでの被告会社及び経済産業省間の折衝にかかる資料、並びに被告人、相被告人ら及び被告会社の従業員らの供述調書などが証拠として想定されるところであるが、任意捜査段階から現在まで捜査機関により数多くの証拠収集活動が行われ、同時に被告人らを含む被告会社の関係者の取調べも多数実施し、多くの供述調書が作成されているのであり、証拠はすでに十分に収集されているはずである。そして被告人は、既に押収された証拠物及び作成済みの供述調書に手を触れることができないのであり、かかる証拠を改変するなどの罪証隠滅をすることは当然不可能である。

そうすると、検察官と裁判官が懸念するであろう罪証隠滅は、専ら被告人が共犯者とされる者及び被告会社の関係者と接触して虚偽の供述をするよう働きかけることになろう。

しかし、1年以上にわたる任意捜査のなかで、被告人が被告会社の従業員らに対して虚偽の供述をするよう働きかけたことは一度もない。これまで被告人は被告会社の顧問を務め、長期にわたる任意捜査の間もその職務を遂行していたが、これは被告人にとっては生活の糧を得るための当然の活動であり、その過程で被告会社の従業員らとの接触も避けられなかったのだから、こうした業務遂行が罪証隠滅に当たらないことは当然である。他方で、上記のとおり、本件では任意捜査段階のみならず先行事件での逮捕後後行事件で起訴されるまでの間にも、被告人をはじめ共犯者とされている者及び被告会社従業

員らは多数回の取調べを受け、供述調書も数多く作成されているのであるから、今さら被告人において働きかけを行う動機などない。また、既述のとおり被告人は令和2年3月31日付けで本件会社の顧問を退任しており、現在被告人と本件会社との間には何らの関係もないのであるから、今後被告人が被告会社の従業員らと接触することはない。これらの事実からすると、被告人が共犯者とされる者及び被告会社の関係者らと接触して罪証隠滅に及ぶことはおよそあり得ない。

(3) 予想される検察官の主張について

検察官は、被告会社の従業員である■■■■が検察官に対し、被告会社の従業員は取調べ前に弁護人から「レクチャー」を受けている旨を供述したとして、弁護人を通した罪証隠滅が行われるおそれがあると主張する可能性がある。

しかし、これまでに弁護人から被告会社の従業員などの参考人に対してそのような働きかけを行った事実は断じてない。そもそも参考人の供述を含む証拠は当事者及び裁判所の共有財産であり、捜査機関だけが証拠に接触できるという定めがないのは当然であるから、弁護人が参考人から取調べの状況を聴取することは適正な弁護活動以外の何ものでもない（なお、弁護人は参考人から「取調べの状況」を聴取しているのであり、取調べでどのような供述をすべきかといった教示は一切していないことを念のため付言する）。まして、本件では当初から被告会社を起訴する予定で捜査が行われていたことは明らかであるところ、起訴後に被告会社の弁護人となる予定であり、また実際に弁護人に就任した者がその従業員から事情を聞くのはむしろ弁護人の職責のほうである。

そもそも弁護人は、捜査機関も弁護人も証拠を破壊してよいはずはないことから、あくまで参考人から事情を聞くとともに取調べに臨む際には「不当な誘導尋問や取調官の意見を押しつける尋問等には注意されたい。」といった注意事項を告げたに過ぎず、これは至極適切な弁護活動である（不当な取調べによって参考人の供述が歪められれば、本件の真相解明を目指す検察官にとっ

ても不都合なはずである)。かかる弁護活動を「レクチャー」などと称して非難することは許されない。

しかるに、弁護人が憂慮したとおり、捜査機関はまさに自らの見通しに沿う供述を強引に誘導し、ときには取調べ前に既に作成を終えていた供述調書に署名させようとまでしていた（別紙３）。さらに、検察官は、参考人として取調べに協力した■■■■■に対し「警察のときと供述の内容が変わっている参考人が何人かいる。」「この手の事件でこんなことをしてくる会社は珍しい。」等と自らのストーリーに沿わない供述が全て間違っただけと決めつけた発言をしており（別紙３）、この点からも捜査機関にとって都合の良い供述を押しつけようとする意図が明らかとなっている。捜査機関こそがこうして参考人の供述を歪め、あるいは歪めた供述を調書化して証拠を破壊しているのである。仮に検察官が、参考人らの供述が任意捜査段階で作成された員面調書と異なることを理由に「レクチャー」を主張するとしたら、それは専ら検察官が警察の取調べにおいて強引な誘導等が横行していたことを看過しているからであり、そうして捜査を全く省みない姿勢こそが強く非難されるべきである。

以上のとおり、これまでに弁護人が被告会社の従業員らに対して働きかけを行った事実など断じてなく、今後もこのような罪証隠滅行為をすることは一切ない。

(4) 保釈条件について

被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実にするため、以下の対処を行う予定である。

- ① ■■■■■■ 所在の自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。
- ② 本件会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、本件会社と被告人との間の顧問契約は令和２年３月３１日に期間満了により終了している）、その他本件会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに本件会社の役員及び

従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。

- ④ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じ、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑤ 上記①～④を確実に実施するため、同居の妻である■■■■■が身元引受人として監視監督する。

以上のような対処を講じた上で保釈保証金額を相応に設定すれば、被告人が被告会社の従業員らと通謀するなどして虚偽の供述をするよう働きかける等の罪証隠滅行為に及ぶことはおよそあり得ない。すなわち、被告人には刑事訴訟法第89条第4号に該当する事由は存在しない。

なお、被告人は上記対処のみに限定するものではなく、必要に応じて柔軟に新たな対処を講じる用意がある。

第2 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

- 1 万が一、刑事訴訟法第89条第4号に該当するとしても、職権による保釈（同法第90条）が相当である。
- 2 すなわち、被告人は71歳と高齢である上、平成17年頃から高血圧を、平成20年頃から糖尿病及び不整脈を患っており、月1回の頻度で通院を続けていたほか、降圧剤及び糖尿病用の内服薬等の薬の服用を続けていた。また、被告人は、約15年前に右大腿部の脂肪肉腫（癌の一種）を発症し、右大腿部の脂肪組織を筋肉ごと切除しており、現在も右大腿部の痛み、筋力低下及び右膝の可動域の制限が残っているとともに足腰が弱っており、歩行にも支障を来している。被告人は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、すでに3ヵ月以上身柄を拘束されているところ、上記のような被告人の健康状態からすれば、今後も勾留し続けることで症状が悪化する危険がある。なお、検察官から「勾留場所において薬が提供されている」「現時点で被告人の容態が重篤化してはいない」との反論があるだ

ろうが、それは被告人の身柄を拘束した以上はその健康につき十二分に配慮すべき当然の結果であるし、それでもなお被告人の健康状態が悪化するおそれは解消されていないのであるから、もはや拘置所等が過度の配慮を続けるより勾留せずに今までどおりの通院をさせることこそが刑事司法の謙抑性の要請のはずである。

また、被告人は、これから公判に臨むことになるが、いつ上記症状が悪化するかわからない状況で公判の準備や出廷等を行うことになれば、十分な防御ができないおそれがある。検察官の請求証拠を詳細かつ正確に検討した上で、被告人が自らの主張を十分に行うためには、心身ともに健康な状態で準備を遂げて期日を迎える必要がある。

さらに、現在新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、そのような状況下で不特定多数者との接触が不可避免的に生じる勾留生活を強いることは、71歳と高齢である被告人を強度の感染リスクにさらすことを意味する。すなわち、同感染症に対する有効な対策は未だ確立されておらず、感染予防は各人の衛生管理と体調管理に委ねざるを得ないところ、約3か月にも渡る勾留生活による身体的及び精神的な負担の中で、これ以上の負担を負わせ、かつ不特定多数者と接触せざるを得ない状況を強制するというのは、二重に感染リスクを高めるものである。特に、新型コロナウイルス感染症は高齢者において重症化するリスクが高いのであるから、感染リスクを上げることは被告人の生命への高度の危険を生じさせることに外ならない。感染・発症してから治療措置をとるというのは遅きに失するのである。なお、同ウイルスは感染後症状が出るまでの潜伏期間にばらつきがあり、かつ無症状の保菌者も存在するのであるから、感染者を事前に見つけ出し隔離措置をとることは事実上不可能であり、刑事施設管理者の対応によって感染を防ぐことも期待できない。それどころか、刑事施設の職員自身が保菌者・感染者となって、被留置者に感染させる危険すらあるのである（この危険は、過去に警視庁赤坂警察署の警察官、警視庁武蔵野警察署の警察官及び大阪拘置所の刑務官が感染していたように、現実のものとなっている）。現在、新

型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、感染者数は再度増加傾向にあり、しかも東京都での感染が最も多く確認されているのであるから、このような状況下においては、新型コロナウイルスに感染する危険性、それによる死亡の危険性は依然として重大な問題として認識されねばならない。

以上のような被告人の健康上の不利益に照らしても、被告人を早期に釈放する必要がある。

なお、検察官は、被告人を保釈した場合も新型コロナウイルス感染の危険は同様であると主張するであろうが、弁護人が提案する上記の保釈条件を遵守することはひっきょう新型コロナウイルス感染の危険も十分に避け得るものである上、万が一にも被告人が社会内で感染した場合は専ら被告人の自己責任となり、施設管理者らの責任は生じないのだから（もとより被告人は、新型コロナウイルスに敢えて感染して本件の審理を妨害しようなどという意図はない）、被告人を保釈することで、捜査機関や施設管理者の無用の負担を避ける利益もあるはずである。

- 3 加えて、本件は、公訴事実とされている輸出行為はそもそも許可が必要なものであったのか否かが争点の1つであり、本件噴霧乾燥器の性能やこれに対する認識等、薬学的あるいは技術的に専門性の高い事項が問題となるものであるから、これらの点について、エンジニアらの説明を踏まえつつ客観的なデータを見ながら弁護人と密に相談することが被告人の防御上極めて重要である（これが罪証隠滅に当たらないのはいうまでもない）。しかし、接見室での接見のみでは、大量の資料の臨機応変な授受は困難であるし、弁護人との相談も事実上短時間にとどまらざるを得ない上、被告人がエンジニアらの弁護人以外の者から話を聞くには接見の時間的制限があるから、データを踏まえて被告人と弁護人らとの間で十分な認識の共有を図ることは事実上不可能である（まして、現状では接見禁止処分まで受けているため、こうした防御活動は完全に不可能である。）。

したがって、身体拘束を継続することによる被告人の防御上の不利益は余りにも大きく（そしてこれこそが検察官の狙いのはずであろうが）、保釈を認めるべきである。

4 また、被告人の妻である[REDACTED]は、自宅に一人で居住している。同人は本請求現在満71歳と高齢である上に高血圧症及び糖尿病を患い、毎月通院して内服薬の投薬を受けており、いつ何時体調が崩れるか知れない状態である。被告人と[REDACTED]の間には子が2名（長男及び二男）いるが、2名とも神奈川県[REDACTED]に居住しており、被告人及び[REDACTED]の自宅（静岡県[REDACTED]市内）から距離があるし、それぞれ就業しかつ妻子を持っているため、[REDACTED]と一時的に同居することは不可能であり、同人の身に何かあっても迅速な対応を取することは困難である。さらに、被告人及び[REDACTED]は、約2年前に現在の自宅に転居してきたばかりであるため、[REDACTED]の様子を見守ってくれるような親しい隣人もいない。[REDACTED]は、夫である被告人が長期間にわたり身体を拘束されていることにより不安とストレスを強く感じており、同人の体調への危険性は日々高まっているものであって、この点からも被告人を早期に身体拘束から解放することは必須である。

第3 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 誓約書 | 1 通 |
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |

以上

別 紙 /

令和2年4月6日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化
管理部

被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月30日以降、弊社役員及び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのであれば、できる限り早期に、弊社管理部宛に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

様式第160号（刑訴第298条
規程第116条）

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

証拠等関係カード（甲）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号		請求		意 見		結 果			備 考	
標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	備 考	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)					内 容		内 容		編てつ箇所	
1	報（外為法等適用関連法令の変遷について） 〔（員）  〕 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D							
2	報（運用通達・適用法令の解釈） 〔（員）  〕 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D							
3	写真撮影報告書（噴霧乾燥器RL-5） 〔（員）  〕 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の形状等 ()		A B C D							
4	分析結果報告書（被疑会社製品カタログ） 〔（員）  〕 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D							
5	証拠品複写報告書（試運転データ表） 〔（員）  〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の試運転データ等 ()		A B C D							

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 [供述者・作成年月日、住居・尋問時間等]	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)					内 容		内 容		編てつ箇所
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について) (員) [] 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) による粉末製品の平均粒子径等 ()		A B C D						
7	訂正報告書 (員) [] 1.6.13 甲6の訂正 ()		A B C D						
8	温度測定結果報告書 (RL-5内部における最 低温度を示す箇所) (員) [] 30.4.10 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) 内部の乾熱温度の測定結果等 ()		A B C D						
9	温度計測結果報告書 (RL-5バグ フィルタ下部) (員) [] 30.7.23 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) 内部の最低温度箇所の温度測定結果 等 ()		A B C D						
10	員 [] 30.9.13 乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺 菌が可能であること等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)			内 容		内 容	取調順序	編てつ箇所
11	員 [30.7.31] 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て死滅させ感染能力を失わせることができること等 ()		A B C D					
12	訂正報告書 (員) [30.7.31] 甲11の訂正 ()		A B C D					
13	員 [30.3.28] 生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等 ()		A B C D					
14	捜照(膳) (員) [30.8.3] 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否かの照会 ()		A B C D					
15	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 [30.8.10] 甲14の回答 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
16	員 [] 1.6.14 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D					
17	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D					
18	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D					
19	検 [] 2.3.23 同業他社(株式会社GF)においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D					
20	捜照(歴) 〔(員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 5）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序	編てつ箇所
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D						
22	捜照(謄) (員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の包括許可の有無の照会 ()		A B C D						
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D						
24	複写報告書（本件輸出関係書類） (員) [] 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D						
25	聴取結果報告書（三井倉庫株式会社） (員) [] 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D						

(被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 6）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序
26	既遂時期等特定報告書 〔（員） 30.4.5〕 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D					
27	員 〔 1.9.25〕 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D					
28	検 〔 2.3.24〕 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D					
29	検 〔 2.3.25〕 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D					
30	検 〔 2.3.25〕 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D					

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 力 一 下 (甲) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
31	検 [REDACTED] 2.3.30 大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブリックコメントを提出した経緯等 ()		A B C D						
32	検 [REDACTED] 2.3.24 被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、相嶋静夫が、該当しない旨発言したこと等 ()		A B C D						
33	検 [REDACTED] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、相嶋静夫から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと等 ()		A B C D						
34	検 [REDACTED] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、すべて非該当として判定していたこと等 ()		A B C D						
35	報 (検) [REDACTED] 2.3.25 甲34の訂正 ()		A B C D						

(被告人	A 大川原化工機	C 相嶋	静夫
	B 大川原 正明	D 島田	順司

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 8 ）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		備 考 編てつ箇所
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	日	内 容		日	取 調 順 序	
36	検 [REDACTED] 2.3.19 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()	A B C D					
	[REDACTED]						
	()						
	[REDACTED]						
	()						
	[REDACTED]						
	()						
	[REDACTED]						
	()						
	[REDACTED]						
	()						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機株式会社 C 相嶋 静夫）
B 大川原 正明 D 島田 順司

証拠等関係カード(乙) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員(本文が「私は」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員(本文が「私が」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社(上海大川原乾燥設備有限公司)の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

(被告人 A 大川原 化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

(被告人複数用)

証拠等関係カード（乙）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	請求		意見		結果			備考
	期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序	
標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕			内 容		内 容			
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)								編てつ箇所
6	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.10.28〕								
解釈によっては少なくとも被告会社の定型機等が規制対象に該当する可能性があると思ったこと等 ()								
7	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.11.19〕								
島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかったこと等 ()								
8	員	A B C D						
〔(被)大川原 正明 1.12.10〕								
経済産業省に、規制対象に該当するか否か確認することなく、無許可で輸出していたこと等 ()								
9	検	A B C D						
〔(被)大川原 正明 2.3.12〕								
弁解内容等 ()								
10	員	C						
〔(被)相嶋 静夫 2.3.11〕								
身上経歴等 ()								

(被告人 A 大川原 化工 機関 C 相 嶋 静 夫)
(B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							纏てつ箇所
11	員 〔(被)相嶋 静夫 31.1.25〕 被告会社における経歴等 ()		A B C D					
12	員 〔(被)相嶋 静夫 31.1.25〕 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器 の輸出規制制定に向けたやり取りの状況等 ()		A B C D					
13	員 〔(被)相嶋 静夫 1.9.11〕 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規 制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D					
14	員 〔(被)相嶋 静夫 1.11.28〕 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D					
15	員 〔(被)相嶋 静夫 2.1.23〕 R1-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可 申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 係 C 相嶋 静夫 ）
B 大川原 正明 D 島田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
16	員 〔 (員) 島田 順司 2.3.11 〕 身上経歴等 ()		D						繰てつ箇所
17	員 〔 (員) 島田 順司 1.6.25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31.1.29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省等と打合せをしたこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31.2.15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省やシステックと打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書（平成31年2月15日付け島田順司供述調査） 〔 (員) XXXXXXXXXX 31.2.18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機器 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特(わ)第858号					
証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 5)								
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		取 調 順 序	備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	日	日	内 容	日	内 容		編てつ箇所
21	員 〔(員) 島田 順司 31.2.22〕 平成24年3月から4月にかけて行った経済 産業省とのメールのやり取りの内容等 ()	A B C D						
22	員 〔(員) 島田 順司 31.3.25〕 平成24年4月頃の被告会社の経営方針 及び営業会議等 ()	A B C D						
23	員 〔(員) 島田 順司 31.3.6〕 平成24年12月、輸出規制に係る政省 令案に関して経済産業省とメールのやり とりをした状況等 ()	A B C D						
24	員 〔(員) 島田 順司 31.4.3〕 平成25年当時の被告会社の経営方針、 同年7月システックから政省令改正案に 関するメールを受信した状況等 ()	A B C D						
25	員 〔(員) 島田 順司 31.4.19〕 平成25年8月から9月にかけて、経済 産業省に政省令改正案に対する要望、意 見を提出したが認められず、広範な規制 となったこと等 ()	A B C D						

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序	備 考 纏てつ箇所
26	訂正報告書(平成31年4月19日付 け島田順司供述調書) (員 [] 31.4.22) 乙25の訂正 ()		A B C D						
27	員 (員) 島田 順司 [] 1.8.23 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相 嶋静夫と輸出規制について話した際に、 大川原が非該当とする見解を示し、同年 10月の業務運営会議で、非該当とする 方針が決定されたこと等 ()		A B C D						
28	員 (員) 島田 順司 [] 31.4.25 被告会社の役員・組織及び被告会社の方 針として、噴霧乾燥器を非該当と決定し た経緯等 ()		A B C D						
29	員 (員) 島田 順司 [] 31.3.13 他社における不正輸出事件の認識及び被 告会社の輸出管理体制等 ()		A B C D						
30	訂正報告書(平成31年3月13日付 け島田順司供述調書) (員 [] 1.6.28) 乙29の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (Z₁) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号		請 求		意 見		結 果		備 考	
標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕		期 間	関 係 被 告 人	期 間	関 係 被 告 人	期 間	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)		日		日	内 容	日	内 容		纏てつ箇所
31	員 〔(員)島田 順司 1.10.24〕 本件輸出貨物(RL-5)を輸出した経緯等 ()		A B C D						
32	員 〔(員)島田 順司 1.9.19〕 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことではないこと等 ()		A B C D						
33	履歴事項全部証明書 〔東京法務局登記官 [REDACTED] 2.3.17〕 被告会社の登記内容 ()		A B C D						
34	戸(戸附添付) [REDACTED] 2.3.18〕 身上関係 ()		B						
35	戸(戸附添付) 〔静岡県 [REDACTED] 2.3.16〕 身上関係 ()		C						

(被告人	A 大川原 化工機 憐	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（乙）（No. 8）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
36	戸（戸附添付） 〔神奈川県 ██████████ 2.3.13〕 身上関係 ()		D					
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫）
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司

参考人の取調状況

日付	参考人	場所	取調態様
令和2年5月13日	■	警視庁玉川警察署	調書2部にサインした。 調書は2部とも既に出来上がっており、その内容を確認修正した。
令和2年5月18日	■	警視庁玉川警察署	調書3部がすでに出来上がっていた。 出来上がっていた調書について削除を依頼した。削除するにあたり、取調官は何度も上司に確認していたが、最終的に削除してもらってサインをした。
令和2年5月20日	■	警視庁玉川警察署	調書は2部で、2部ともに調書は出来上がっていた。
令和2年6月12日	■	東京地方検察庁	検察官から、「警察のときと供述の内容が変わっている参考人が何人かいる。検察内で問題になっている。この手の事件でこんなことをしてくる会社は珍しい。だからこんなに長くなっている。」と言われた。